

令和2年6月26日

保護者各位

狭山市保育幼稚園課

保育所等の通常保育の再開について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

狭山市では、国の緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月24日から保育園等を臨時休園とし、5月25日の国の緊急事態宣言の解除に伴い、登園自粛を要請してまいりましたが、その後、社会経済活動も段階的に再開されたことから、登園自粛を6月30日までとし、7月1日から通常保育を再開いたします。

保育所におきましては、手洗い、換気など可能な限り感染予防対策に努めますが、いわゆる三密の状態を完全に解消することは施設の性質上困難であることをご理解いただき、今後も下記の事項に留意していただきますようお願い申し上げます。

記

1. お子さまに発熱等風邪の症状が見られるときは、登園させないでください。

解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えてください。

2. 手洗いや消毒の徹底やマスクの着用など各保育園等での感染予防対策にご協力ください。

3. お仕事が早く終わりましたら、早い時間のお迎えをしていただくなど、登園・降園の分散化に御協力をお願いします。

4. お子さまや保護者の方に感染が疑われる場合やPCR検査を受診する場合は、在籍している施設に必ずご連絡ください。

休園に備えることや感染拡大予防の観点から、了解を得たうえで個人情報に配慮し情報提供させていただく場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

5. 園児及び職員の中で感染者が確認された場合など、一部または、完全休園となる場合があります。

【今後の対応について】

1. 保育料の日割り計算について（0～2歳クラス）

7月分の保育料からは日割り計算は行わず、通常を取り扱いとします。

2. 給食費の取り扱いについて（3～5歳クラス）

各施設へお問い合わせください。

3. 育児休業中の方の復職時期の取扱いについて

令和2年4月以降の入所者で、育児休業から復帰する予定の方は、復職証明書を提出する必要がありますが、復職時期を8月10日までとします。この延期についての手続きは不要です。復職後は8月31日までに復職証明書を提出してください。

4. 求職活動中の方の就労時期の取扱いについて

令和2年4月以降の入所者で、求職活動中または就労予定の方は、就労開始時期を8月31日までとします。この延期についての手続きは不要です。

※今後、国・県からの通知等により取り扱いを変更する場合があります。